

庄内町告示第 1 1 1 号

平成30年度庄内町小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成 30 年度庄内町小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の地域資源を活用した特産品の開発、販路開拓等による町内商工業の振興を図るため、庄内町商工会（以下「商工会」という。）が取り組む新たな特産品の開発、販路開拓等に関する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商工会が、全国規模の市場を対象として町内の小規模事業者と協力して取り組む、町の地域資源を活用した新たな特産品の開発又は改良に関する事業及びその販路開拓又は普及に関する事業とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。この場合において、商工会が補助対象事業について国、県その他の団体から補助金等を受けるときは、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額とし、50 万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告書)

第 5 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支精算書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、商工会の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会開催費	委員旅費	委員会委員（山形県商工会連合会、商工会及び町の職員を除く。）に対する交通費、日当及び宿泊費
	会議費	会議に係る飲物代(400円程度までとする。)
	借損料	会議室及び備品類の借料（庄内町商工ふれあい会館を除く。）。ただし、庄内町商工ふれあい会館及び無料の会議室が使用できない場合に限る。
専門家招へい等費	謝金	専門家の招へい等に係る謝金（打合せに係る経費を除く。)
	旅費	専門家の招へい等に係る旅費（交通費は、実費とする。)
調査費	調査旅費	先進地等調査等に係る旅費（商工会職員の研修に係る旅費を除く。)
	調査実施費	アンケート調査、ヒアリング調査その他の調査の実施に係る印刷費、通信運搬費、集計費、設計費、分析費等
	調査委託費	調査に係る委託に要する経費
	知的財産権等調査費	知的財産権等に関する調査に要する経費（産業財産権等の出願に係る経費を除く。)
試作品開発費		試作品等の開発のために要する経費
展示会、イベント、社会実験等の開催費等	展示会等開催費	展示会、イベント、社会実験等（以下「展示会等」という。）のうち、国内での開催に係る借損料、会場設営費、装飾費、通信運搬費、旅費、消耗品費及び雑役務費
	展示会等出展費	国内及び海外で開催される展示会等への出展、参加及び実施に係る小間料、借損料、会場設営費、装飾費、通信運搬費、旅費、消耗品費及び雑役務費
	委託費	展示会等の開催又は出展に係る委託に要する経費
広報費	広告媒体等作成費	PRビデオ、HP及びテレビ又はラジオのCMの製作に係る経費
	パンフレット等作成費	チラシ、パンフレット、ポスター等の製作に係る経費
	新聞、雑誌等掲載費	新聞、雑誌等への広告掲載に係る経費
報告書等作成費	原稿料	報告書等の作成に係る原稿料
	印刷製本費	報告書等の作成に係る印刷製本費
事務費	消耗品費	事務用品など消耗品の購入に要する経費
	資料費	外注等による資料等の作成に係る経費又は資料、書籍等の購入に要する経費
	借損料	各種機器等の賃借に要する経費
	通信運搬費	郵券代、配送料等（補助事業の申請及び事務手続書類の提出に係る経費を除く。)
	雑役務費	短期間のアルバイト雇用及び人材派遣に要する経費（事務処理を行うための経費を除く。)
	その他	町長が事務費として適当と認める経費

様式第1号(第4条、第5条関係)

事業計画(実績)書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号(第4条、第5条関係)

収支予算(精算)書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	